

第二百二十二号議案

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

待合室利用料	式場利用料	一回（八時間以内）	八十八万円	百五万六千円
			二十三万一千円	二十七万七千二百円

を

式場利用料	一回（二十四時間以内）	百七十万三千円	二百四万三千六百元
柩保管料	一柩（二十四時間以内につき）	一万六千円	一万九千二百円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都葬儀所条例別表第二の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

東京都青山葬儀所の建替えに伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行う必要がある。